

肉用牛肥育経営緊急支援事業実施要領
(平成 23 年 9 月 5 付け 23 農畜機第 2468 号承認)

制定 平成 23 年 9 月 1 日付け茨畜発第 398 号
社団法人茨城県畜産協会

平成 23 年 3 月 11 日の東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所の事故発生以降に収集された高濃度の放射性セシウムを含む稲わら（以下「汚染稲わら」という。）が給与された肉用牛の牛肉から，食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことにより，肉用牛肥育経営は，出荷の停止や自粛を求められたり，枝肉価格の低下から資金繰りが悪化し，経営の継続が困難となっている。

このため，社団法人茨城県畜産協会（以下「茨城県畜産協会」という。）は，肉用牛肥育経営緊急支援事業実施要綱（平成 23 年 8 月 19 日付け 23 農畜機第 2228 号。以下「要綱」という。）に基づき，独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の補助を受け，肉用牛肥育経営に対し，緊急支援金を交付することとし，もって茨城県の肉用牛肥育経営の安定を図るものとする。

この事業の補助金の交付に関しては，補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号），補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号），要綱及び「畜産業振興事業の実施について」（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号）に定めるもののほか，この実施要領に定めるところによる。

第 1 事業の内容等

この事業の事業対象者，事業の内容，事業の実施，補助金交付の手続等については，事業の種目ごとに次に定めるとおりとする。

1 肥育農家緊急対策事業

茨城県畜産協会が事業対象者に対して緊急支援金を交付する事業であり，別添 1 のとおりとする。

第 2 事業の実施期間

この事業の実施期間は平成 23 年 12 月 31 日までとする。

第 3 事業の推進指導

茨城県畜産協会は，農林水産省及び機構の指導の下，茨城県，関係団体との連携に努め，この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第 4 報告及び調査

茨城県畜産協会は，必要があると認めたときは，事業対象者に対し，事業対象牛の頭数及び事業対象牛の飼養状況その他必要な事項について調査し，報告を求めることができるものとする。

第5 その他

社団法人茨城県畜産協会会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附 則

この要領は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認があった日から施行する。

別添1

肥育農家緊急対策事業

第1 事業の内容

この事業の内容は、社団法人茨城県畜産協会（以下「茨城県畜産協会」という。）が事業対象者に対して緊急支援金の交付を行うものとする。

第2 事業対象者

この事業の対象となる者は、茨城県内で牛の肥育（専ら肉量の増加を目的として飼養することをいう。以下同じ。）を行う者であって、第3の1の事業対象牛に係る損益が帰属し、かつ、第5の規定による緊急支援金相当額の返還ができるものとする。

第3 事業の要件等

1 事業対象牛

(1) この事業の対象となる牛は、牛肉の放射性物質に係る検査計画及び出荷計画の策定に当たっての基本的対応方針（平成23年7月29日厚生労働省公表）に基づく出荷計画（都道府県域の一部を対象とするものを含む。）に基づいて、出荷が開始された平成23年8月1日において肥育に供されている牛（搾乳又は繁殖に供される雌牛を除く。）であって別表1に定める月齢に該当するものとする。ただし、茨城県が実施する資金繰りの悪化した肉用牛肥育経営を支援するための同種の補助事業の対象となっているものを除く。

(2) (1)に定める月齢は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号。以下「牛トレーサビリティ法」という。）第3条の規定に基づく牛個体識別台帳に記録された事項により確認するものとする。

2 緊急支援金の交付

茨城県畜産協会は、事業対象者に対して、損害補填ではなく、当面の資金繰りを支援するため、当該事業対象者の所有する1の事業対象牛の頭数の合計を上限として、別表2の1頭当たり単価に頭数を乗じて得られた額を緊急支援金として交付するものとする。

第4 緊急支援金の申請等

1 緊急支援金の申請を行おうとする事業対象者は、本事業実施のために、独立行政法人家畜改良センターが保有している牛トレーサビリティ法第3条に基づく牛個体識別台帳に記録された事業対象者の情報を独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）、茨城県畜産協会及びその事務委託先に対して提供することの同意の権限について、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）に委任することとし、別紙様式第1号の肉用牛肥育経営緊急支援事業個人情報提供の提供に係る同意の委任状を茨城県畜産協会を通じて理事長に

提出するものとする。

- 2 事業対象者は、社団法人茨城県畜産協会会長（以下「会長」という。）が別に定める日までに、別紙様式第2号の肉用牛肥育経営緊急支援事業（肥育農家緊急対策事業）緊急支援金申請書を会長に提出するものとする。

第5 緊急支援金相当額の返還

1 返還金の対象

事業対象者は、緊急支援金の交付を受けた後に、事業対象牛が次のいずれかに該当するに至った場合は、当該事業対象牛に係る緊急支援金相当額を茨城県畜産協会に返還しなければならない。

- (1) 譲渡、出荷又は販売した場合（茨城県が実施する同種の補助金の交付を受けようとする場合を含む。）
- (2) 死亡又は廃用した場合
- (3) 繁殖用に転用した場合等肉用として販売しないことが明らかになった場合
- (4) 肉専用種にあつては満40か月齢、交雑種にあつては満38か月齢及び乳用種にあつては満32か月齢を超えた場合。ただし、肥育を継続していることが明らかであると会長が認める場合はこの限りではない。

2 販売異動等の報告

- (1) 事業対象者は、事業対象牛について、1の(1)から(3)のいずれかに該当するに至った場合、それぞれの場合が生じた日の属する四半期の翌月の末日までに別紙様式第3号の肉用牛肥育経営緊急支援事業（肥育農家緊急対策事業）事業対象牛販売異動等報告書（以下「販売異動等報告書」という。）に販売異動等の内容を証する書類を添えて、会長に提出するものとする。
- (2) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（平成22年4月23日付け22農畜機第333号）に係る契約生産者及び肥育事業者から、同事業の販売確認申出書及び異動報告書が提出された場合は、これを(1)の販売異動等報告書とみなすものとする。

3 返還金の請求

茨城県畜産協会は、事業対象者から販売異動等報告書の提出があった場合又は1の(4)に定める月齢を超えた場合は、その翌月末までに当該事業対象牛に係る緊急支援金相当額についての請求を行うものとする。なお、茨城県畜産協会は、返還の時期について、販売代金の受取時期、肉用牛肥育経営緊急支援事業実施要綱（平成23年8月19日付け23農畜機第2228号）第2の3の肥育牛出荷対策事業による廃棄支援金及び価格低下支援金の受取時期並びに東京電力株式会社からの賠償金の確定時期に配慮するものとする。

別表1

区分	月齢
1 肉専用種	満9か月齢を超え、満34か月齢未満であること。
2 交雑種	満7か月齢を超え、満32か月齢未満であること。
3 乳用種	満6か月齢を超え、満26か月齢未満であること。

別表2

区分	補助額
緊急支援金	1頭当たり5万円以内